

別表 1

交付の対象である事務又は事業の内容	(1)障害福祉サービスを円滑に継続するための事業 障害福祉サービス事業所等が気候変動の影響による様々な困難な事態下に障害福祉サービスを継続するため、必要な対策を実施した事業	(2)災害備蓄等へ対応するための事業 障害福祉サービス事業所等が災害発生時に障害福祉サービスを継続するため、必要な対策を実施した事業
対象事業所・施設	- 上記事業を実施し必要な費用を支出した栃木県に所在する障害福祉サービス事業所・施設 - なお、補助金の交付までに休止又は廃止する事業所・施設は対象外	
対象経費	- 事業実施に当たり購入等した以下に係る経費 - その他、以下の対象経費に類するものとして知事が対象と認める経費 【訪問系・通所系・相談系サービス事業所】 ア. ネッククーラー（ヒーター）、熱中症対策ウオッチ、冷感（防寒）ポンチョ、スタッドレスタイヤ等の猛暑対策用品や雪害対策用品の購入等経費 【通所系・入所系サービス事業所】 イ. 業務用スポットクーラー、業務用スポットヒーター、ホットカーペット、業務用加湿器、業務用温水給湯器（給湯用、暖房用、融雪用）、遮熱・遮光カーテン、ブラインド、換気扇・送風機・サーキュレーター等の居室や浴室等における温度管理・湿度管理に必要な設備・物品等の購入等経費	- 事業実施に当たり購入等した以下に係る経費 - その他、以下の対象経費に類するものとして知事が対象と認める経費 【訪問系・通所系・入所系・相談系サービス事業所】 ア. 飲料水、食料品等の備蓄物資の購入等経費 イ. ポータブル発電機、ポータブル電源・蓄電池等の購入等経費 ウ. 衛生用品、医療用品等の購入等経費 エ. 簡易浄水器、冷房機、暖房機、簡易トイレ、清潔保持のための用具等の購入等経費 オ. その他災害への備えとして必要と認められる経費
対象外経費	- 消費税額及び地方消費税額 - 研修の実施や外部事業者への業務委託、設備の設置工事、建物の修繕等、補助事業の目的に該当しない経費 - 単品で取得費用が 30 万円以上となる物品等の購入等に充当した経費 - 他の補助金と重複する経費	